

福祉のしおり

— 障害者支援 —



筑後市 福祉課 障害者支援担当

福岡県筑後市大字山ノ井898番地

T E L 0942-65-7022

F A X 0942-53-1589

e-mail fukusi@city.chikugo.lg.jp

2026年4月1日現在

目次

福祉制度一覧表

1. 相談の窓口	1
2. 相談業務について	4
3. 障害者団体・ボランティア団体	12
4. 手帳について	14
5. 医療費の支給・助成について	17
・自立支援医療(更生医療)の支給	・自立支援医療(精神通院)の支給
・自立支援医療(育成医療)の支給	・腎臓疾患患者福祉給付金
・重度障害者医療費支給制度	・後期高齢医療の早期適用
・父母障害による医療費支給制度	
6. 補装具費・日常生活用具	20
7. 日常生活の利便のために	25
・車いすの貸出	・給食サービス
・緊急通報装置(貸与)	・広報ちくご等点訳、音訳
・点字図書の貸出	・手話通訳者配置
・手話通訳者派遣事業	・電話お願い手帳
・郵便等による不在者投票	・生活支援ホームヘルプサービス
・高齢者障害者等 SOS ネットワーク	・障害者手帳アプリ「ミライロ ID」
・オストメイト対応トイレ	
8. 生活環境について	29
・高齢者等住宅改造支援事業	・バリアフリーアドバイザー派遣制度

- ・障害者向け公営住宅の入居
- ・生活福祉資金貸付
- ・自動車の改造費補助
- ・自動車運転免許取得補助事業
- ・駐車禁止除外指定車標章
- ・自動車事故被害者への支援
- ・ふくおかまごころ駐車場制度
- ・避難行動要支援者支援制度

9. 障害福祉サービスについて	34
10. 地域生活支援事業について	39
11. 訓練事業について	40
12. 文化・スポーツ	41
13. 年金等について	42
14. 手当について	44
15. 税金の控除・減免について	47
16. 運賃・公共料金の割引	49
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 20%;">・JR <li style="width: 20%;">・西鉄電車 <li style="width: 20%;">・西鉄バス <li style="width: 20%;">・堀川バス <li style="width: 20%;">・航空運賃の割引 <li style="width: 20%;">・NHK 受信料の減免 <li style="width: 20%;">・有料道路の割引 <li style="width: 20%;">・タクシー料金の割引 <li style="width: 20%;">・重度障害者タクシー利用券助成 <li style="width: 20%;">・郵便料金の割引 <li style="width: 20%;">・青い鳥郵便はがき配布 <li style="width: 20%;">・無料番号案内(ふれあい案内) <li style="width: 20%;">・携帯電話の割引 	
17. 市内の主な施設	54
18. 難病患者等に対する福祉サービス	55
19. 避難所について	58

福祉制度一覧表（1）

○…対象 △…一部対象

障害の種別	制度	医療					日常生活等の援助											
		更生医療	育成医療	重度障害者医療	腎臓福祉給付金	後期高齢者医療早期適用	補装具費	日常生活用具	車椅子貸出	訪問入浴	給食サービス	郵便不在者投票	声・点字広報	住宅改造支援事業	生活福祉資金	自動車改造補助	自動車運転免許	駐車禁止除外
ページ		17	18	18	18	19	20	21	25	39	25	26	25	29	29	29	30	30
視覚	1	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○	△	○			○
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△		○	△	○			○
	3	○	○	△	○	○	○		○	△	△		○	△	○			○
	4	○	○				○		○	△	△		○	△	○			△
	5	○	○				○		○	△	△		○	△	○			
	6	○	○				○		○	△	△		○	△	○			
聴覚・平衡	2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			△	○		△	△
	3	○	○	△	○	○	○	△	○	△	△			△	○		△	△
	4	○	○				○		○	△	△			△	○		△	
	5	○	○				○		○	△	△			△	○		△	
	6	○	○				○		○	△	△			△	○			
	そ言音 くし語声 ゃ・…	3	○	○	△	○	○	○	△	○	△	△			△	○		△
4		○	○		○	○	○		○	△	△			△	○		△	
肢体不自由	1	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	△	△
	2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	△	△
	3	○	○	△	○	○	○	△	○	△	△			△	○	△	△	△
	4	○	○		△	△	○	△	○	△	△			△	○	△	△	△
	5	○	○				○	△	○	△	△			△	○	△		
	6	○	○				○	△	○	△	△			△	○	△		
内部	1	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△		△	○		△	○
	2	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△		△	○		△	○
	3	○	○	△	○	○	○	△	○	△	△	△		△	○		△	○
	4	○	○				○	△	○	△	△			△	○		△	
免疫	1	○	○	○	○	○			○	△	△	△		△	○			○
	2	○	○	○	○	○			○	△	△	△		△	○			○
	3	○	○		○	○			○	△	△	△		△	○			○
	4	○	○						○	△	△			△				
障知的	A			○	○	○		○	○	△	△			△	○			○
	B			△					○	△	△			△	○			
障精神	1			○	○	○			○	△	△			○				○
	2				○	○			○	△	△			○				
	3								○	△	△			○				

福祉制度一覧表（２）

○…対象 △…一部対象

制度 障害の種別	日常生活等の援助					手 当 等					税 金			公共料金の割引					
	自動車事故被害	まごころ駐車場	居宅介護	移動支援	短期入所	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	特別障害者控除	障害者控除	自動車税減免	JR・私鉄運賃	NHK受信料 全額免除	料 半額免除	有料道路	タクシー料金割引	
ページ	31	32	34	39	34	42	43	44	44	45	47	47	48	49	51	51	51	52	
視覚	1	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	2	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	3	△	○	△	△	△	△	○					○	△	○	△	△	△	○
	4	△	○	△	△	△							○	△	○	△	△	△	○
	5	△		△	△	△							○		○	△	△	△	○
	6	△		△	△	△							○		○	△	△	△	○
聴覚・平衡	2	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	3	△	○	△	△	△	△	○					○	△	○	△	△	△	○
	4	△	△	△	△	△							○		○	△	△	△	○
	5	△	△	△	△	△							○		○	△	△	△	○
	6	△	△	△	△	△							○		○	△	△	△	○
そ言音 くし語声 ゃ…	3	△		△	△	△	△	○					○	△	○	△		△	○
	4	△		△	△	△							○		○	△		△	○
肢体不自由	1	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	2	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	3	△	△	△	△	△	△	○					○	△	○	△		△	○
	4	△	△	△	△	△							○	△	○	△		△	○
	5	△	△	△	△	△							○	△	○	△		△	○
	6	△	△	△	△	△							○	△	○	△		△	○
内部	1	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	2	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	3	△	○	△	△	△	△	○					○	△	○	△		△	○
	4	△	○	△	△	△							○		○	△		△	○
免 疫	1	△	○	△	△	△			△	△	△	○		○	○	△	△	△	○
	2	△	○	△	△	△			△	△	△	○		○	○	△	△	△	○
	3	△	○	△	△	△							○	○	○	△		△	○
	4	△	○	△	△	△							○		○	△		△	○
障知 害的	A	△	○	△	△	△	△	○	△	△	△	○		△	○	△	△	△	○
	B	△		△	△	△	△	○			△		○	△	○	△			○
障精 害神	1	△	○	△	△	△	△		△	△	△	○		△	△	△	△		○
	2	△		△	△	△	△						○		△	△			○
	3	△		△	△	△							○		△	△			○

1. 相談の窓口

福祉課 障害者支援担当	障害者福祉の中心的な実施機関として、補装具費・日常生活用具の支給、特別障害者手当等の支給、障害福祉サービス、自立支援医療(更生医療・精神通院医療・育成医療)などの相談を受けています。
	《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589
健康づくり課	市民の健康の保持・増進のために各種検診や教室を実施するとともに、心身の健康に関して個別に相談に応じます。
	《TEL》0942-53-4231 《FAX》0942-53-4119
こども家庭サポートセンター	妊娠・出産・育児に関する悩みに対し、保健師や助産師等が支援を行うとともに、母子保健に関する相談を受けています。
	《TEL》0942-48-1968 《FAX》0942-53-1589
高齢者支援課	介護保険に関する認定の申請やサービスの利用、住宅改修などの相談を受けています。
	《TEL》0942-53-4115(介護保険サービス担当) 《FAX》0942-53-4119
	高齢者福祉の実施機関として、給食サービス、養護老人ホーム入所などの相談を受けています。
	《TEL》0942-53-4255(高齢者支援担当) 《FAX》0942-53-4119
地域包括支援センターいきいき	高齢者に関する様々な相談に総合的に応じるとともに、関係する機関との連絡調整を行います。虐待防止や成年後見制度利用支援等、高齢者の権利擁護のための各種相談にも応じています。
	○地域包括支援センター いきいき 《TEL》0942-53-4162
	○地区ステーション クリーンパルゆう 筑後市大字西牟田 6365-7 《TEL》0942-52-8885 ○地区ステーション芳樹園 筑後市大字尾島 541 《TEL》0942-53-2134 ○地区ステーション社会福祉協議会 筑後市大字野町 680-1 《TEL》0942-52-9123

<p>筑後市社会福祉協議会</p>	<p>地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関等と連携・協力しながら、地域が抱えているさまざまな福祉問題を発見から解決へと進めるため、住民やボランティア、当事者の組織化を進め、「福祉のまちづくり」を進める民間の福祉団体です。各種の在宅福祉サービス(介護保険・その他)や相談事業も実施しています。</p> <p>筑後市大字野町 680-1 筑後市総合福祉センター内 《TEL》0942-52-3969 《FAX》0942-53-6677</p>
<p>福岡県南筑後保健福祉環境事務所</p>	<p>母子保健・精神保健・難病・結核予防・エイズなどについての検診・相談・指導及びこころの健康相談などの受付を行っています。</p> <p>本庁舎 柳川市三橋町今古賀 8-1 《TEL》0944-72-2111 分庁舎 八女市本村 25 《TEL》0943-22-6971</p>
<p>八女公共職業安定所</p>	<p>就職を希望する障害者の方に対して、障害の状況・態様や本人の技能・適正・経験・希望などを登録し、職業紹介から就職後の相談まで一貫したサービスを提供します。専門の職員・職業相談員を配置し、ケースワーク方式による職業相談を行っています。</p> <p>八女市馬場 514-3 《TEL》0943-23-6188 《FAX》0943-24-5997</p>
<p>福岡県障がい者更生相談所</p>	<p>主に 18 歳以上の身体に障害のある方・知的障害のある方を対象として以下のことを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者・知的障害者に関する専門的相談・判定 ・補装具・自立支援医療(更生医療)に関する相談、要否判定 ・身体障害者手帳、療育手帳の交付 <p>福岡県春日市原町三丁目 1-7 《TEL》092-586-1055 《FAX》092-586-1065</p>
<p>福岡県精神保健福祉センター (精神保健福祉相談)</p>	<p>こころの健康問題や病気で困っている本人や家族、身近な方からの相談を精神科医師や相談員が直接、相談をお受けしています。 (要予約)</p> <p>福岡県春日市原町三丁目 1-7 《TEL》092-582-7510 《FAX》092-582-7505</p>
<p>福岡県久留米児童相談所</p>	<p>18 歳未満の児童の福祉に関するあらゆるご相談に応じ、援助をしています。また必要に応じて調査、専門的な判定や児童福祉施設への入所措置等を行っています。</p> <p>久留米市津福本町 281 《TEL》0942-32-4458 《FAX》0942-32-4459</p>

福岡県福祉情報センター	福祉に関する制度、ボランティア、相談窓口、施設など、いろいろな情報を収集し、電話、FAX、郵便などでみなさんからのお問い合わせに応じています。
	春日市原町三丁目 1-7 《TEL》 092-584-3330 《FAX》 092-584-3319
福岡県ひきこもり地域支援センター	社会的ひきこもり状態にある本人(おおむね 18 歳以上の方)と家族からの相談をお受けしています。予約制にて来所相談も行っています。家族向けの教室やサロン、本人向けのフリースペースなども行っています。詳しくは電話にてお問い合わせください。
	春日市原町三丁目 1-7 福岡県精神保健福祉センター内 《TEL》 092-582-7530

2. 相談業務について

障害者 相談支援事業	<p>地域で生活する障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。電話や窓口などでお気軽にご相談ください。</p>	
	ちくたく ネット	<p>市内に住んでいる障害者(児)、その家族からの「こういった福祉サービスがあるのか」、「障害のある子どもの将来について不安…」、「施設をでて地域で暮らしたいけどどうしたらいいか」などさまざまな悩みや課題に相談員が対応し、福祉情報の提供や専門機関の紹介など解決に向けたサポートに取り組みます。</p>
		<p>【開所時間】 月曜日～金曜日 8:30～17:15 【場所】 筑後市大字野町 680-1 社協介護ステーション(筑後市総合福祉センター南側)</p>
		<p>【問合せ】 ちくたくネット 《TEL》0942-52-6699 《FAX》0942-52-9030 《E-mail》chikutaku@chikugo-shakyo.or.jp</p>
プラム・ ちくご (ぷらむど っとちく ご)	<p>地域で生活する障害者やその家族を対象に、活動の場や日中過ごす場を提供します。登録した人たちでの調理や物づくり、レクリエーションや園芸などの活動サポートなど、常勤スタッフが一緒に活動しながら相談に応じます。</p>	
	<p>【開所時間】 月曜日～金曜日 9:00～16:30 【場所】 筑後市大字羽犬塚 515-2</p>	
	<p>【問合せ】 プラム、ちくご 《TEL》0942-27-7941 《FAX》0942-27-7942</p>	

療育相談	臨床心理士等が、地域で生活する障害者(児)や、その家族の不安や悩みなどの相談をお受けします。(要予約)		
	【実施日時】 毎月第4土曜日 9:30~12:00 【場所】 筑後市中央公民館(サンコア)		
	【問合せ】 地域支援センター よろず屋 (福岡県障がい児等療育支援事業(県事業)) 《TEL》0943-30-3111 《FAX》0943-30-3112		
家庭児童相談	家庭児童相談員が児童に関する悩みなどの相談に応じます。		
	【実施日時】 毎週月~金曜日 8:30~17:15 【場所】 家庭児童相談室		
	【問合せ】 こども家庭サポートセンター 《TEL》0942-65-7018 《FAX》0942-53-1589		
障害者相談員	障害者の生活上の問題や、更生援護の相談に応じています。どうぞご利用ください。		
	相談員	氏名	電話
	身体障害者相談員	東 聖二	0942-53-6468 (自立生活センターちくご)
		井形 美子※	FAX 0942-52-8656
	※ろうあ者相談員		
	【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		
民生委員・児童委員	障害児・者の日常生活で起こりうるさまざまな問題について、地域の民生委員・児童委員も相談に応じています。個人のプライバシーなどについては固く守るよう義務づけられていますので、ひとりで悩むことなく、お気軽にご相談ください。		
	【問合せ】 福祉課 市民相談・年金担当 《TEL》0942-65-7021 《FAX》0942-53-1589		

<p>福岡県南筑後地区 発達障害児・者親の 会 はえんかぜ</p>	<p>知的障害のない発達障害(ADHD・LD・アスペルガー症候群など)や、それに類似した症状を持つ方の親の会です。お問い合わせはホームページよりお尋ねください。 URL: https://www.facebook.com/haenkaze/</p> <p>【例会実施日時】 不定期 ・相談及び情報の提供・研修</p> <p>【場所】 筑後市中央公民館(サンコア)など</p>
<p>福岡県障がい児等 療育支援事業</p>	<p>障がいのある児童等の発達の支援、生活の指導及び相談対応等を行い、生活の支援を行います。</p> <p>【問合せ】 障害者支援施設・蓮の実団地 八女市馬場 6 番地 1 (福岡県障がい児等療育支援事業(県事業)) 《TEL》 0943-30-3111 《FAX》 0943-30-3112</p>
<p>福岡県発達障がい 等療育支援事業</p>	<p>発達障がいなどがある子どもたちのライフステージに応じた地域での生活を支援するため、発達障がいに関する療育指導、相談等及び各種福祉サービス提供の援助、調整等を行い地域の在宅発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としています。</p> <p>【問合せ】 聖ルチア病院 地域医療連携室 《TEL》 0942-33-1581 *ご連絡の際に「療育支援事業の件」とお伝えください。</p>
<p>福岡県発達障害者 支援センター「あおぞら」</p>	<p>発達障害(児)者やその家族等に対する相談等や普及啓発・研修を行います。まずは電話連絡を行ってください。</p> <p>【問合せ】 福岡県発達障害者支援センター「あおぞら」 八女郡広川町一條 1361 番地 2 《TEL》0942-52-3455</p>
<p>こころほっと相談</p>	<p>子どもの言葉や行動、子どもとの関わり方について臨床心理士や言語聴覚士が個別に相談に応じます。予約制ですので、希望される方は事前に電話でお問い合わせください。</p> <p>【実施日時】 毎月2～3回 9:00～12:00 ※市ホームページでご確認ください。 【場所】 保健センター(筑後市役所東庁舎)</p> <p>【問合せ】 こども家庭サポートセンター 《TEL》0942-48-1968 《FAX》0942-53-1589</p>

身体障がい者巡回補装具判定	<p>巡回補装具判定(旧:巡回相談)は身体障害者の方に対し、巡回して更生相談に応じるとともに、補装具費の支給(新規支給、再支給、修理費支給)の要否について、医学的判定等を行います。</p> <p>※令和5年度より八女市・広川町と合同で開催しています。そのため、毎年実施場所が変更になります。日程や場所は、広報ちくごや市ホームページでお知らせします。</p>
	【実施時期】 毎年6月～9月頃
	<p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当</p> <p>《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
補聴器の定期相談	<p>聴覚障害者用の補聴器についての相談、修理などを指定業者が行います。</p>
	【日時】 毎月第3火曜日(10:00～12:00)・第4水曜日(9:30～11:30)
	【場所】 福祉課 障害者支援担当
	<p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当</p> <p>《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
心配ごと相談	<p>心配ごと相談員が市民の悩み・不安等の相談に応じます。</p>
	<p>【日時】 毎週木曜日 13:00～16:00</p> <p>【場所】 筑後市大字野町 680-1 筑後市総合福祉センター</p>
	<p>【問合せ】 筑後市社会福祉協議会</p> <p>《TEL》0942-52-3969 《FAX》0942-53-6677</p>
こころの健康相談(精神保健福祉相談)	<p>精神科医・保健師などの専門スタッフがこころの悩みや病気に関する相談をお受けします。予約制ですので事前にお電話下さい。また費用は無料です。大木町、大川市、大牟田市でも予約制で行っております。詳しくはお尋ねください。</p>
	<p>本庁舎(柳川市三橋町今古賀 8-1 福岡県柳川総合庁舎)</p> <p>【日時】 第1,2木曜日 13:00～15:00(予約制)</p>
	<p>分庁舎(八女市本村 25 福岡県八女総合庁舎)</p> <p>【日時】 奇数月第1,2,4月曜日、偶数月第1,2,3月曜日 14:30～16:00(予約制)</p>
	<p>【問合せ】 福岡県南筑後保健福祉環境事務所健康増進課 精神係</p> <p>《TEL》0944-72-2176</p>

心の健康相談電話	「不安」「気持ちを話したい」など、お電話だけで話を聴いて欲しい方のための相談電話です。専任の相談員が悩みをお聴きします。	
	【受付時間】 9:00～16:00(土曜、日曜、祝日は休み) 《相談 TEL》092-582-7400	
	【問合せ】 福岡県精神保健福祉センター 《TEL》092-582-7500	
ふくおか自殺予防 ホットライン	自殺を考えている方などからの電話による相談窓口です。	
	【相談時間】 24時間(年中無休) 《相談 TEL》092-592-0783	
	【問合せ】 福岡県健康増進課こころの健康づくり推進室 《TEL》092-643-3265	
夜間・休日精神科相 談ダイヤル	地域で生活する精神障害者やその家族の方の日常生活におけるストレスや不安感の解消を図るため、夜間・休日の相談窓口を開設します。相談は無料ですが、通話費用がかかります。	
	相談時間 ・ 電話番号	【平日・休日】 17:00～8:00 《TEL》080-1729-1950 【休日】 8:00～16:00《TEL》080-1729-1955
	【問合せ】 福岡県健康増進課こころの健康づくり推進室 《TEL》092-643-3265	
日常生活自立支援 事業	障がいや認知症等により判断能力が不十分な方が対象です。生活に困っている方の金銭管理や生活面の支援を行い、住み慣れた地域で済み続けることができるようにお手伝いします。	
	【問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969	

障害者 110 番	<p>障害のある方やその家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・医療・法律問題など各種の心配事を、電話などにより相談をお受けする相談窓口です。</p> <p>《障害者 110 番 TEL・FAX》092-584-6110</p>	
	<p>①生命、身体に対する侵害 ②財産に対する侵害 ③財産管理、相続関係 ④障害年金等 ⑤金融、消費、契約等 ⑥雇用、勤務条件関係 ⑦家族、隣人、職場、施設での人間関係など</p>	
	一般相談	月曜～金曜 9:00～16:00
	専門 相談	法律相談 第2・第4水曜 13:00～15:00 年金相談 第1・第3金曜 13:00～15:00
	<p>【問合せ】 財団法人福岡県身体障害者福祉協会(春日市原町3-1-7 クローバープラザ)</p> <p>《TEL》092-584-6067 《FAX》092-584-6070</p>	
緊急時の連絡 110 番 FAX 119 番 FAX	<p>聴覚・音声言語障害の方のための緊急 FAX で、福岡県警や筑後地域消防指令センターにつながります。</p> <p>《110番 FAX》福岡県警察本部 092-632-0110 《119番 FAX》筑後地域消防指令センター 119 ※筑後消防署については、筑後地域消防指令センターでの受付となりました。電話と同じ「119」で送信できます。</p>	
	<p>【問合せ】 福岡県警察本部 通信指令課 《TEL》092-641-4141</p>	
緊急時の連絡 110 番アプリシステム	<p>聴覚・音声言語障害の方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。(事前登録制になります。詳しくはお尋ねください。)</p>	
	<p>【問合せ】 福岡県警察本部 通信指令課 《TEL》092-641-4141</p>	
NET119 緊急通報システム	<p>NET119 は、聴覚や発話機能等の障害があり、音声での 119 番通報が困難な方を対象に、スマートフォンなどのインターネット機能を使って簡単に 119 番通報ができる「緊急通報システム」です。(事前登録制になります。詳しくはお尋ねください。)</p>	
	<p>【問合せ】 筑後市消防本部 警防課 《TEL》0942-52-2020 《FAX》0942-53-6658</p>	

FAXによる法律相談受付サービス	<p>福岡県弁護士会では、聴覚・音声言語障害などにより電話相談が難しい方からの法律相談について、FAXによる法律相談受付サービスを行います。法律相談申込票をご記入の上、FAXで送信してください。(申込票は当会からのホームページダウンロードが可能です。)</p>
	<p>【送信先】 福岡県弁護士会 《FAX》092-752-1301</p>
電話リレーサービス	<p>電話リレーサービスは、聴覚と発話に困難がある方と健聴者の方を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。(事前登録制になります。詳しくはお尋ねください。)</p>
	<p>【問合せ】 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 《TEL》03-6275-0910 《FAX》03-6275-0913</p>
福祉サービス苦情解決事業	<p>福祉施設・事業所や在宅等で提供される福祉サービスに関する苦情の解決を図る事業です。対象者は、現在福祉サービスを利用している方やその家族の方、契約内容を把握されている方等です。福祉サービス利用時の苦情について、事業所と話し合いで解決しない場合は、ご相談ください。(相談は無料です。)</p>
	<p>【受付時間】 毎週月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)</p>
	<p>【問合せ】 福岡県運営適正化委員会 事務局 《TEL》092-915-3511 《FAX》092-584-3790</p>
障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	<p>「一般就労する為には、どんな準備が必要か」「仕事についても長続きしない」「働いているが生活で困っている」など、障害のある方の就労相談に応じて、必要な助言やサポートをしていきます。また、障害者の採用相談から、職場定着・退職相談まで、企業からの相談にも応じています。相談料は無料です。お気軽にご相談ください。</p>
	<p>【問合せ】 障害者就業・生活支援センター「デュナミス」(八女市津江544-1) 《TEL》0943-25-3120 《E-mail》dynamis@river.ocn.ne.jp</p>

<p>フリースペース & 内職シェアスペース ふらっとスペース</p>	<p>ひきこもりがちになっている方、長期間仕事に就けていない方々にとっての、「居場所」「話せる場所」「仲間づくりの場所」「働く準備をする場所」です。</p> <p>フリースペースは家以外の場所として、内職シェアスペースはみんなの内職を行なうことで仕事への準備をする場所として開設しています(内職は作業量に応じて工賃をお渡ししています)。</p> <p>【開所日】 毎週水曜・金曜の 14:00~16:00(盆・正月・祝日を除く)</p>
	<p>【問合せ】 筑後市野町 680-1(筑後市社会福祉協議会内) 《TEL》0942-52-3969 《FAX》0942-53-6677</p>

3. 障害者団体・ボランティア団体

<p>特定非営利活動法人筑後市障害者協議会</p>	<p>障害の種別を問わず、保健・医療・福祉の増進、人権擁護、就労などを含める地域生活支援、障害者問題の啓発活動等を行っています。市内の障害者団体・施設等や個人会員などが加入しています。</p> <p>【入会申込み・問合せ】《TEL》0942-52-6734(事務局) 《TEL》090-4772-0801(北島)</p>
<p>筑後市手をつなぐ育成会</p>	<p>障害者(児)の自立更生と福祉の向上を図ることを目的に、市内の知的障害・発達障害等の心身障害者(児)の父母などで組織している団体です。福祉施設の勉強会・レクレーション活動等を行っています。</p> <p>【入会申込み・問合せ】 会長 保田 妙子 《TEL》0942-53-2475</p>
<p>特定非営利活動法人自立生活センターちくご</p>	<p>自立生活を目指している障害者の方に対して、当事者の立場から、各種の必要な支援活動を行っている障害者自身が運営する民間団体です。</p> <p>【問合せ】 自立生活センターちくご 《TEL》0942-53-6468</p>
<p>ふくおか・筑後きょうだい会</p>	<p>障害のある方の兄弟姉妹(=きょうだい)の会です。親や障害のある本人との関係や、親亡き後のこと、恋愛や結婚のことなど、きょうだいならではの悩みを相談したり、意見交換をしています。</p> <p>【入会申込み・問合せ】 ふくおか・筑後きょうだい会 chikugo_kyoudai@yahoo.co.jp 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>
<p>不登校・ひきこもり家族会「サルビアの会」</p>	<p>不登校やひきこもりの方の家族でつくる会です。毎月の定例会では、家族同士の交流・意見交換や学習会、視察見学等を行っています。</p> <p>【入会申込み・問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>
<p>日本オストミー協会福岡県支部</p>	<p>オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)が安心して暮らせる社会を目指す障害者団体です。手術前後の不安を軽減し、諸手続き等のご相談に応じます。</p> <p>【入会申込み・問合せ】 日本オストミー協会福岡県支部 《TEL》092-572-7788</p>
<p>ちっご聴覚障害者協会</p>	<p>聴覚に障害がある者で組織して、知性教養を高めるとともに、積極的に地域社会活動に参加し、福祉増進を図ることを目的とします。併せて市主催による委託事業等運営に参画しています。</p> <p>【入会申込み・問合せ】 ちっご聴覚障害者協会 《FAX》0942-52-8656(事務局) 《FAX》0942-53-0958(会長:村上)</p>

あいライン福岡	医療的ケアが必要な当事者や家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる社会づくりを目的に、会員間で勉強会や情報交換会等を行っています。	
	【入会申込み・問合せ】 「あいライン福岡」事務局 iline.fukuoka@gmail.com	
筑後市ボランティア連絡協議会 加入グループ	ちっご手話サークル	手話の習得を通じ、聴覚障害者との相互理解と手話通訳に関する資格の取得を目指す活動
	ちくご手話の会 (休会)	「手話」を通じて、聴覚障害者問題への取り組み活動
	みずぐるま	広報等をCDに吹き込み、目の不自由な人へ配布、影絵劇や大型紙芝居の上映
	むつみ会	「点字」点訳活動として、視覚障害者の希望図書点訳活動
	くすの木会 (活動停滞)	障害者の自立生活支援の取り組み活動
	つばさ(休会)	中学・高校生を中心に、いろいろな企画で活動
	福寿草の会	高齢者同士の心の交流のため、お便り文集「福寿草」発刊
	ちくご㊦の会 (休会)	中途失聴・難聴者への通訳活動として「要約筆記」活動
	麦の穂(休会)	代筆活動や拡大絵本作りの活動
	ちっご子どもフードサポートネットワーク	貧困家庭の支援と多世代交流、地域の居場所づくり
	寄せ鍋(活動停滞)	若い世代の障害当事者の居場所づくりと交流活動
	水田みんなの食堂	食を通じた居場所づくり
	筑後手をつなごう絆の会	講演会や講習を通して、日ごろの防災活動や防災への啓発を行う。
	【問合せ】 筑後市ボランティア連絡協議会 《TEL》090-9585-0879(古賀)	

4. 手帳について

身体障害者手帳

身体に永続的な障害のある方で、身体障害者福祉法に該当する方に対して、申請に基づいて福岡県より交付されます。障害の程度に応じて1級から6級まであります。

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続的な障害がある方。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳交付申請書 <ul style="list-style-type: none"> ▶福祉課障害者支援担当にあります。 ② 県の指定を受けた医師が記載した「診断書・意見書」 <ul style="list-style-type: none"> ▶福祉課障害者支援担当窓口または県ホームページに掲載しています。 ▶障害によって診断書の様式が異なります。 ▶診断書は記載されて3ヶ月以内のものに限ります。 ③ 写真 <ul style="list-style-type: none"> ▶横3cm×縦4cm程度、1年以内に撮影、正面・脱帽 ④ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
申請窓口	福祉課 障害者支援担当
手帳の交付を受けた後の留意事項	<p>次の事項に留意され、大切に所持してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手帳を他人に譲ったり、貸したりしないでください。 ② 住所・氏名が変わった時は、福祉課で変更の手続きをしてください。 ※市外に転出したときは、転出先の市町村の窓口に届けてください。 ③ 手帳を紛失したり、障害程度に変更が生じたときは再交付の申請をしてください。 ④ 障害が回復したり、不要になったりした場合は、すみやかに返還してください。
問合せ	福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

療育手帳

知的障害のある方への一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方に対して福岡県より交付されます。障害の程度に応じてAとBがあります。

申請の前に判定を受ける必要があります。

- ① 判定申込 → ② 判定 → ③ 申請書提出 → ④ 手帳交付

判定機関	18歳未満の方	久留米児童相談所に判定の予約をしてください。 久留米児童相談所 久留米市津福本町 281 《TEL》0942-32-4458 《FAX》0942-32-4459
	18歳以上の方	福祉課障害者支援担当を通じて、福岡県障がい者更生相談所に判定の申込みをします。障害者支援担当で簡単な聴き取りを行いますので、事前の予約をお願いします。 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589 福岡県障がい者更生相談所 春日市原町 3丁目 1-7 《TEL》092-586-1055 《FAX》092-586-1065
申請に必要なもの	① 療育手帳交付申請書 ▶福祉課障害者支援担当にあります。 ② 判定書 ▶判定後に判定機関から交付されます。 ③ 写真 ▶横 3cm×縦 4cm程度、1年以内に撮影、正面・脱帽) ④ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの	
手帳の交付を受けた後の留意事項	次の事項に留意され、大切に所持してください。 ① 手帳に記載されている次回の判定日に注意され、事前に判定を申し込んでください。 ② 手帳を、他人に譲ったり、貸したりしないでください。 ③ 住所・氏名が変わった時は、福祉課で変更の手続きをしてください。 ※市外に転出したときは、転出先の市町村の窓口に届けてください。 ④ 不要になった場合は、すみやかに返還してください。	
問合せ	福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589	

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、申請に基づき福岡県より交付されます。障害の程度に応じて1級から3級まであります。

申請に必要なもの	<p>① 障害者手帳交付申請書 ▶福祉課障害者支援担当にあります。</p> <p>② 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ▶診断書は福祉課障害者支援担当にあります。 ▶診断書は記載されて3ヶ月以内のものに限ります。 ※診断書の代わりとして下記の書類が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none">・障害年金証書又は特別障害給付金受給資格者証・直近の年金支払通知書又は年金振込通知書・同意書 <p>▶<u>精神の障害を理由に年金が支給されている場合</u></p> <p>③ 写真 ▶横3cm×縦4cm程度、1年以内に撮影、正面・脱帽</p> <p>④ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの</p>
申請窓口	福祉課 障害者支援担当
手帳の交付を受けた後の留意事項	<p>次の事項に留意され、大切に所持してください。</p> <p>① 手帳を、他人に譲ったり、貸したりしないでください。</p> <p>② 住所・氏名が変わった時は、福祉課で変更の手続きをしてください。 ※市外に転出したときは、転出先の市町村の窓口に届けてください。</p> <p>③ 手帳が不要になった場合は返還してください。</p> <p>④ 手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3ヶ月前から更新手続きができます。</p>
問合せ	福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

5. 医療費の支給・助成について

自立支援医療 (更生医療)の支給	<p>18歳以上の身体障害者が更生するため、手術や治療によってその障害が軽減または除去することが可能な場合、医療費の一部を公費で負担します。</p> <p>指定自立支援医療機関において行われる心臓ペースメーカー植込術や人工透析、人工関節置換術などがあります。</p> <p>※必ず事前に相談してください。</p>	
	対象者	<p>身体障害者手帳が交付されている18歳以上の方で、対象となる手術や治療を受ける方。ただし、手帳の障害名と手術部位が異なる場合は対象外です。また、福岡県障がい者更生相談所の判定が必要となります。</p>
	自己負担	<p>原則として医療費の1割負担です。入院中の食事療養費等は自己負担となります。世帯の所得に応じて月額自己負担上限額が変わります。一定所得以上の場合は更生医療の対象外となる場合もあります。</p>
	<p>【問合せ】福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>	
自立支援医療 (精神通院)の支給	<p>精神科の病気で治療を受ける場合、外来への通院、投薬、訪問看護などについて、医療費の一部を公費で負担します。</p> <p>通院する医療機関や薬局等を指定する必要があります。</p>	
	対象者	<p>精神疾患(てんかんを含む)により、通院による治療を続ける必要がある方。</p>
	自己負担	<p>原則として医療費の1割負担です。世帯の所得に応じて月額自己負担上限額が変わります。一定所得以上の場合は精神通院医療の対象外となる場合もあります。</p>
	<p>【問合せ】福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>	

<p>自立支援医療 (育成医療)の支給</p>	<p>18歳未満の身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すものとみられる疾患がある児童で、指定自立支援医療機関において手術等により確実な治療効果の期待されるものが対象です。所得制限があり、被保険者又は世帯の所得に応じて月額自己負担上限額が変わり、その限度額を超える部分を自立支援医療(育成医療)が負担します。</p> <p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0943-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
<p>腎臓疾患患者福祉 給付金</p>	<p>仕事の都合等で夜間に人工透析を必要とする方へ交通費の一部(月2,000円)が助成されます。所得・通院距離などの制限があります。</p> <p>【問合せ】 南筑後保健福祉環境事務所 社会福祉課 《TEL》0943-22-6971 《FAX》0943-23-7044</p>
<p>重度障害者医療費 支給制度</p>	<p>市内に住所を有する各健康保険の加入者で、次の要件のいずれかに該当する方は、申請により医療証を交付します(所得制限あり)。</p> <p>本制度は病院等で要した医療費について、次の自己負担額を超えた金額を助成します。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳 1級～2級 ② 療育手帳 A ③ 身体障害者手帳 3級かつ療育手帳 B1 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級 ⑤ 障害基礎年金 1級かつ傷病名が知的障害又は精神遅滞 <p>自己負担額(1医療機関当たり)</p> <p>通院:500円/月</p> <p>【高校生世代まで※】</p> <p>入院:なし</p> <p>【上記以外の方】</p> <p>入院:500円/日(限度:月20日 10,000円)</p> <p>入院:300円/日(限度:月20日 6,000円)※低所得</p> <p>※高校生世代まで…18歳に到達する年度の3月31日まで</p> <p>【問合せ】 市民課 公費医療担当 《TEL》0942-65-7016 《FAX》0942-53-5177</p>

<p>後期高齢者医療の 早期適用</p>	<p>65歳以上 75歳未満で一定の障害(※)について福岡県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が対象(認定を受けた日から)となります。</p> <p>※一定の障害とは、次に該当する障害をいいます。</p> <p>① 身体障害者手帳</p> <p>ア 1～3級のいずれかに該当する者</p> <p>イ 4級の音声機能又は言語機能の障害に該当する者</p> <p>ウ 4級のうち、下肢機能障害の1号、3号又は4号のいずれかに該当する者</p> <table border="1" data-bbox="673 631 1329 831"> <tr> <th colspan="2">下肢機能障害</th> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>両下肢すべての指を欠くもの</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>1下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>1下肢の機能の著しい障害</td> </tr> </table> <p>② 精神障害者保健福祉手帳 1・2級</p> <p>③ 療育手帳 A</p> <p>④ 国民年金法などの障害年金1・2級</p> <p>⑤ その他医師の診断書等により、広域連合が個別に認定した場合</p> <p>一定の障害に該当する方の加入(障害認定の申請)は任意です。障害の認定は、75歳になるまではいつでも加入することができます。ただし、さかのぼって加入・撤回することはできません。</p> <p>【問合せ】 市民課 公費医療担当 《TEL》0942-65-7016 《FAX》0942-53-5177</p>	下肢機能障害		1号	両下肢すべての指を欠くもの	3号	1下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	4号	1下肢の機能の著しい障害
下肢機能障害									
1号	両下肢すべての指を欠くもの								
3号	1下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの								
4号	1下肢の機能の著しい障害								
<p>父母障害による医療費支給制度 (ひとり親家庭等医療)</p>	<p>父母のいずれかが児童扶養手当法に規定されている障害要件に該当し、18歳未満の児童を養育している場合、申請によりその児童と父母のいずれかはひとり親家庭等医療に該当し、医療費の助成を受けることができます。ただし、所得制限等があります。</p> <p>【問合せ】 市民課 公費医療担当 《TEL》0942-65-7016 《FAX》0942-53-5177</p>								

6. 補装具費・日常生活用具

補装具費の支給

身体障害者手帳を所持する方の身体上の障害を補い、日常生活を容易にするための用具の購入・修理及び借受け費の一部を支給します。

原則として福岡県障がい者更生相談所の判定が必要となります。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体機能が補装具によって改善される方。	
自己負担額	原則として費用の1割負担です。世帯の所得に応じて所得制限や月額自己負担上限額があります。また、費用が基準額を超えた場合、基準額を超えた費用については自己負担となります。	
補装具の種類	障害名	補装具名
	視覚障害	盲人安全杖・義眼・眼鏡
	聴覚障害	補聴器
	肢体不自由	義肢・装具・姿勢保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・重度障害者用意思伝達装置
	身体障害児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
※購入後の申請はできませんので、事前にご相談ください。また、介護保険法、労働者災害補償保険法等の規定に基づき給付や貸与を受けられる場合は、そちらが優先となります。詳しくはお問い合わせください。		
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

日常生活用具の給付

障害者(児)の方の日常生活の利便のために、障害の等級等に応じて、日常生活用具の給付があります。

自己負担額	原則として費用の1割負担です。世帯の所得に応じて所得制限や月額負担上限額があります。また、費用が基準額を超えた場合、基準額を超えた費用については自己負担となります。
種目	一覧表を参照してください。
※購入後の申請はできませんので、事前にご相談ください。また、介護保険法、労働者災害補償保険法等の規定に基づき給付や貸与を受けられる場合は、そちらが優先となります。詳しくはお問い合わせください。	
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589	

日常生活用具一覧

※下線は介護保険(福祉用具)と重複する種目です。

種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合	
肢体 不 自 由	便器	4,450	8年	学齢児 以上	
		(手すり付) 5,400			
	洗淨機能付便座	上肢障害2級以上	50,000	5年	学齢児 以上
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る。児童の場合は2級以上。)	19,600	5年	3歳 以上
	エアマット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る。児童の場合は2級以上。)の方で医師が必要であると認める方	80,000	5年	3歳 以上
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000	8年	—
	訓練用ベッド ※障害児のみ	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	159,200	8年	学齢児 以上
	訓練いす ※障害児のみ	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童	33,100	5年	3歳 以上
	T字・棒状のつえ	平衡機能障害・下肢・体幹機能障害がある方	4,700	3年	○
	頭部保護帽	脳性麻痺や失調症などで立位や歩行が不安定でよく転倒する方 A スポンジ・革製 B スポンジ・革・プラスチック製	A:15,200 B: 36,750	3年	○
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する方に限る)	67,000	5年	学齢児 以上
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって家族等他人の介助を要する方に限る)	82,400	5年	3歳 以上
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を必要とする方	90,000	8年	3歳 以上
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する方に限る)	15,000	5年	学 齡 児 以上	
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	159,000	4年	3歳 以上	

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
肢 体 不 自 由	移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ等) ※工事を伴わない	平衡機能又は下肢、もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000	8年	3歳以上
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能2級以上の方)	200,000	—	学齢児以上
視 覚 障 害	情報通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害者	100,000	—	学齢児以上
	視覚障害者用ポータブルコタゲ	視覚障害2級以上	85,000	6年	学齢児以上
			(再生専用) 35,000	6年	学齢児以上
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(就労もしくは就学している方、又は就労見込みの方)	63,100	5年	○
	点字器	視覚障害の方	11,000	5年	○
	盲人用時計	視覚障害2級以上	(触読) 10,300	10年	—
	盲人用時計(音声)	視覚障害2級以上	(音声) 13,300	10年	—
	盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	9,000	5年	学齢児以上
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯、及びこれに準ずる世帯)	41,000	6年	—
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人の世帯、及びこれに準ずる世帯)	18,000	5年	—
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	226,000	8年	学齢児以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	99,800	6年	学齢児以上	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	7,000	10年	学齢児以上	

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
視 覚 障 害	点字図書	おもに、情報の入手を点字によっている視覚 障害者	一般図書と の差額補助	—	○
	点字 ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体 障害者で、必要と認められる方	383,500	6年	—
聴 覚 障 害	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの 視聴が可能になる方	88,900	6年	○
	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯で、日常生活上 必要と認められる方)	87,400	10年	—
	聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害者又は、発声・発語に著しい障害を 有する者であって、コミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要と認められる方	35,000	5年	学齢児 以上
	人工内耳用空気電 池		年額 30,000	—	○
	人工内耳用充電池	聴覚障害者で、人工内耳を装用している方	30,000	1年	○
	人工内耳用充電器		30,000	3年	○
内 部 障 害 ・ そ の 他	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹 膜濾過法(CAPD)による透析療法を行う方	51,500	5年	3歳 以上
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000	10年	—
	ネブライザー(吸入 器)	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障 害者で、必要と認められる方	36,000	5年	学齢児 以上
	電気式たん吸引器		56,400	5年	学齢児 以上
	動脈血中酸素飽和 度測定器 (パルスオキシメー ター)	呼吸器機能障害が3級以上又は同程度の身 体障害者であって在宅酸素療法を行う者若 しくは人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年	—
	医療機器用バッテ リー(発電機を含 む)	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん 吸引器を使用している者・児若しくは難病 患者等で、必要と認められる方	100,000	5年	—
	火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難 が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	15,500	8年	○
	自動消火器		28,700	8年	○

	種目	障害の程度	基準額 (円)	耐用 年数	障害児 の場合
内部 障害 ・ その他	人工喉頭(笛式)	喉頭を摘出等により音声言語障害がある方 (電動式の対象となる児童は教育上必要な方)	8,500	4年	○
	// (電動式)		73,000	5年	○
	人工鼻	音声機能、言語機能又はそしゃくの障害が3級以上の身体障害者・児で喉頭を摘出して音声機能を喪失した方	月額 23,100	—	○
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する方	98,800	5年	学齢児以上
	ストマ用装具(蓄便袋等)	直腸機能障害者	月額 8,858	—	○
	ストマ用装具(蓄尿袋等)	ぼうこう機能障害者	月額 11,639	—	○
	紙おむつ等	・直腸・ぼうこう機能障害がありストマ周辺の著しいびらんまたはストマの変形によりストマ用装具が装着できない方。 ・先天性疾患(先天性錯肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿・排便機能障害がある方。 ・先天性錯肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある方。 ・脳原性運動機能障害により、排尿・排便の意思表示が困難な方(3歳以上)	月額 12,000	—	○
収尿器	脊髄損傷等により排尿障害がある方	9,000	1年	○	
知的 障害	特殊マット	療育手帳A1・A2 判定の方	19,600	5年	○
	頭部保護帽	療育手帳 A1・A2 判定でてんかんの発作等により頻繁に転倒する方	12,160	3年	○
	火災警報器	療育手帳A1・A2 判定で、火災発生の感知及び避難が著しく困難で、単身世帯(これに準ずる世帯)の方	15,500	8年	○
	自動消火器		28,700	8年	○
	洗浄機能付便座	療育手帳A1・A2 判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方	50,000	5年	学齢児以上
	電磁調理器	療育手帳A1・A2 判定の方	41,000	6年	—
エアマット	療育手帳 A1・A2 判定の方で医師が必要であると認める方	80,000	5年	3歳以上	

7. 日常生活の利便のために

<p>車いすの貸出</p>	<p>在宅の方を対象に、1週間以内を無料で、それを超えるときは3ヶ月1,000円で車いすの貸出しを行っています。3ヶ月毎に更新が必要です。手帳の有無は問いません。市内に居住する高齢者、障害者等が利用できます。</p> <p>【問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>
<p>給食サービス</p>	<p>高齢者や障害者の生活を支援するために、月～日曜日のうち必要な曜日に夕食を配食します。(1月1日～1月3日は除きます。)</p> <p>【利用料金】 1食400円(生活保護世帯300円)</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑後市に在住の方 ・65歳以上の高齢者や障害者のみの世帯 ・日常生活において食事の準備をすることができず見守りが必要な方で、一定期間以上継続してサービスを受けることを希望する方 <p>【問合せ】 高齢者支援課 高齢者支援担当 《TEL》0942-53-4255 《FAX》0942-53-4119</p>
<p>緊急通報装置(貸与)</p>	<p>一人暮らしの虚弱高齢者(心疾患・脳血管疾患の既往がある方)や重度の身体障害者などを対象に、緊急通報装置を貸与します。緊急時に緊急通報受信センターに通報し、受信センターから近隣の協力員(3名)や消防署に知らせます。</p> <p>【利用料】 500/月(生活保護世帯無料)</p> <p>【問合せ】 高齢者支援課 高齢者支援担当 《TEL》0942-53-4255 《FAX》0942-53-4119</p>
<p>「広報ちくご」・「市議会だより」・「社協だより」の点訳、音訳</p>	<p>視覚障害、または高齢や身体の障害により自分で広報が読めないという方に「広報ちくご」「市議会だより」「社協だより」の点訳・音訳版を発行しています。</p> <p>【問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>
<p>点字図書の貸出</p>	<p>視覚障害の方に点字図書を貸し出しています。</p> <p>【問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>

<p>手話通訳者配置</p>	<p>聴覚障害者等が関係機関と意思の疎通を図り、円滑な社会生活ができるように、市役所に手話通訳者を配置しています。</p> <p>【実施日時】 毎週月・水・木・金 8:30~17:15</p> <p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当</p> <p>《TEL》0942- 65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>																								
<p>手話通訳者派遣事業</p>	<p>聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が、公的機関や医療機関など、日常生活を営む上で必要な機関と意思の疎通を図るとき、手話通訳者を派遣します。</p> <p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当</p> <p>《TEL》0942- 65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>																								
<p>電話お願い手帳</p>	<p>「電話お願い手帳」は耳や言葉の不自由な方が電話を有効に活用できるようにと作られたものです。あらかじめ頼みたい用件を書いた「電話お願い手帳」を他の方に見せて、自分に代わって電話をかけてもらうことができます。この「電話お願い手帳」は、福祉事務所に置いています。また、アプリ版もあります。</p> <p>【問合せ】</p> <p>NTT 西日本お客様相談センター 《TEL》0120-019000</p> <p>NTT ふれあい FAX 《FAX》0120-379116</p>																								
<p>郵便等による不在者投票</p>	<p>重度の障害者のために、「郵便等による不在者投票」の制度があります。この投票を行うためには選挙管理委員会の委員長が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="584 1267 1305 1514"> <thead> <tr> <th>障害名</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両下肢・体幹・移動機能</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>心臓・じん臓・呼吸器</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ぼうこう・直腸・小腸</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>免疫・肝臓</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○代理記載制度</p> <p>郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でかつ、自ら投票の記載ができない人のうち、下表に該当する人は、選挙権のある人(※ただし、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た人)に、投票の際の代理記載をさせることができます。</p> <table border="1" data-bbox="584 1753 1114 1854"> <thead> <tr> <th>障害名</th> <th>1級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢・視覚</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【問合せ】 筑後市選挙管理委員会</p> <p>《TEL》 0942-65-7003 《FAX》0942-52-5928</p>	障害名	1級	2級	3級	両下肢・体幹・移動機能	○	○	—	心臓・じん臓・呼吸器	○	—	○	ぼうこう・直腸・小腸	○	○	○	免疫・肝臓	○	○	○	障害名	1級	上肢・視覚	○
障害名	1級	2級	3級																						
両下肢・体幹・移動機能	○	○	—																						
心臓・じん臓・呼吸器	○	—	○																						
ぼうこう・直腸・小腸	○	○	○																						
免疫・肝臓	○	○	○																						
障害名	1級																								
上肢・視覚	○																								

生活支援ホームヘルプサービス	<p>日常生活をおくることに支障のある高齢者のみの世帯の方にホームヘルパーを派遣し、日常生活のお手伝いをします。</p> <p>内容: 簡単な修理、家の周りの手入れ(草取り、草刈り)、大掃除</p> <p>利用料金: 収入に応じて料金が異なります。</p>
	<p>【問合せ】 高齢者支援課 高齢者支援担当</p> <p>《TEL》0942-53-4255 《FAX》0942-53-4119</p>
高齢者障害者等SOSネットワーク	<p>認知症高齢者等の徘徊等による行方不明者の行方不明届が出た場合に地域のネットワーク協力機関に行方不明者情報を FAX 送信し、早期発見を図ります。行方不明になる恐れのある方を事前登録しておくことで速やかに対応することができます。</p> <p>【利用料】 無料</p>
	<p>【問合せ】 高齢者支援課 高齢者支援担当</p> <p>《TEL》0942-53-4255 《FAX》0942-53-4119</p>
障害者手帳アプリ「ミライロID」	<p>障害者手帳をお持ちの方が県有施設で利用料金などの減免を受けられる際に、「ミライロID」の提示により本人確認を行うことができます。また、必要な配慮を記載する機能もあり、配慮事項を簡単にお伝えすることができます。</p> <p>【利用料】 無料</p> <p>※登録方法など詳細は、「ミライロID」ホームページ(https://mirairo-id.jp/)をご覧ください。</p>
	<p>【問合せ】 福岡県障がい福祉課 自立支援係</p> <p>《TEL》092-643-3263 《FAX》092-643-3304</p>
オストメイト対応トイレ	<p>人工肛門や人工ぼうこうを持つ人に対応したオストメイト対応トイレの市内設置場所(公共施設)です。</p>
	<p>【設置場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所正面玄関北側(建物外側)(山ノ井 898) ・筑後市北部交流センター拠点施設(蔵数 515-1) ・筑後南コミュニティセンター(下北島 150-1) ・サザンクス筑後(若菜 1104) ・山楯窩歴史交流館玄関西側(水田 115-5)
	<ul style="list-style-type: none"> ・川の駅船小屋「恋ぼたる」温泉館および物産館西側の屋外トイレ(尾島 298-2) ・水田公園(下北島 134-5)

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・JR 羽犬塚駅(有料駐車場のみ)・JR 筑後船小屋駅(有料駐車場のみ)・JR 西牟田駅(有料駐車場のみ)・筑后市立病院(有料駐車場のみ) |
|--|--|

8. 生活環境について

高齢者等住宅改造支援事業	介護保険において要支援又は要介護と判定された方や重度障害者等が、在宅で生活を営むために必要な住居の改造工事(トイレ・風呂・台所・スロープなど)に対して一定の補助を行います。
	【対象者】 住民税が非課税の世帯の方 【補助額】 最高限度額30万円 ※介護保険の認定がある場合は、介護保険を使った住宅改修が優先となります。
	【問合せ】 高齢者支援課 介護保険サービス担当 《TEL》0942-53-4115 《FAX》0942-53-4119
バリアフリーアドバイザー派遣制度	65歳以上の高齢者、または障害者の身体状況にあわせた住宅改造を支援するため、住宅改造が必要な箇所や施工方法・介護機器の利用などについて、専門家(建築士と作業療法士または理学療法士のペア)が適切なアドバイスを無料で行います。
	【問合せ】 高齢者支援課 介護保険サービス担当 《TEL》0942-53-4115 《FAX》0942-53-4119 福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅 《TEL》092-582-8061 《FAX》092-582-8162
障害者向け公営住宅の入居	県営・市営住宅に特定目的の障害者向け住宅が設置されています。また、一般住宅では、身体障害者の4級以上、療育手帳のA1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳2級以上をお持ちの方で住宅に困窮している世帯に対し、入居者に上記障害者がいる世帯は、抽選の際の倍率優遇措置があります。
	【問合せ】 都市対策課 建築・住宅担当(市営住宅) 《TEL》0942-65-7029 《FAX》0942-54-0335 福岡県住宅供給公社筑後管理事務所(県営住宅) 《TEL》0942-30-2660
生活福祉資金貸付	障がい者や生活困窮者等生活に困られている方の相談を受け、必要であれば資金の貸与等生活課題改善に向けた支援を行います。
	【問合せ】 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969
自動車の改造費補助	上肢・下肢・体幹機能障害等を有し、就労などに伴い、本人が運転する車を改造(駆動・走行・制御装置等)される方に補助があります。改造される前に申請してください。改造後の申請は補助の対象になりません。なお、所得制限等もあります。
	【補助額】 上限10万円(改造費の一部)
	【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

自動車運転免許取得補助事業	<p>身体障害者手帳4級以上をお持ちの方で18～50歳未満の方が運転免許を取得する場合、受講料のうち3分の2(上限10万円)までを補助しています。事前にご相談ください。</p> <p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>																												
駐車禁止除外指定車標章	<p>この標章の交付を受けた方を乗せ、標章を前面の見やすいところに掲示している車両は、駐車禁止場所(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く)に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。</p> <p>対象者</p> <table border="1" data-bbox="539 685 1337 1615"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢障害</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>運動機能障害 (上肢機能)</td> <td>1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く</td> </tr> <tr> <td>運動機能障害 (移動機能)</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>内臓機能障害</td> <td>1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>重度(A1、A2、A3、A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方</td> </tr> </table> <p>必要書類 ※①～③は各2通</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳等(コピー可) ② 住民票の写し(1通はコピー可)※3ヶ月以内に発行 ③ 代理人が申請する場合は申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状 ④ 印かん(認印) <p>【問合せ】 筑後警察署 交通課 《TEL》0942-52-0110</p>	視覚障害	1級～3級、4級の1	聴覚障害	2級、3級	平衡機能障害	3級	上肢障害	1級、2級の1、2級の2	下肢障害	1級～4級	体幹機能障害	1級～3級	運動機能障害 (上肢機能)	1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く	運動機能障害 (移動機能)	1級～4級	内臓機能障害	1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)	肝臓機能障害	1級～3級	免疫機能障害	1級～3級	療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)	精神障害者保健福祉手帳	1級	身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方	
視覚障害	1級～3級、4級の1																												
聴覚障害	2級、3級																												
平衡機能障害	3級																												
上肢障害	1級、2級の1、2級の2																												
下肢障害	1級～4級																												
体幹機能障害	1級～3級																												
運動機能障害 (上肢機能)	1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く																												
運動機能障害 (移動機能)	1級～4級																												
内臓機能障害	1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)																												
肝臓機能障害	1級～3級																												
免疫機能障害	1級～3級																												
療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)																												
精神障害者保健福祉手帳	1級																												
身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方																													

自動車事故 被害者へ の支援	<p>独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)は、自動車事故被害の専門機関として、自動車事故が原因で介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図る等の支援を行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。</p>
	<p>①介護料の支給</p> <p>●自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時又は随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給。 (月額 36,500 円～211,530 円) ※介護保険、労災保険の介護(補償)給付等との併用不可。</p>
	<p>②短期入院・短期入所費用助成</p> <p>●介護料受給者に対し、短期入院・入所を利用した際の患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金等に要する費用として自己負担した額の一部を助成。(年間 45 日かつ年間 45 万円まで)</p> <p>●なお、入院・入所先の病院・施設については国土交通省が指定(全国 202 病院、143 施設を指定)。</p>
	<p>③療養施設の設置・運営(重度後遺障害者のための専門病院)</p> <p>●自動車事故による重度後遺障害者(遷延性意識障害者)のための専門病院(療養施設)を全国 12 か所で設置・運営。(入院期間は概ね 3 年間)</p>
	<p>④友の会</p> <p>●交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を実施(子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有)。</p>
	<p>⑤交通遺児等貸付</p> <p>●自動車事故により保護者が死亡又は重度後遺障害者となったご家族(生活困窮家庭)のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付。(当初一時金 15 万 5 千円、月額 1 万円又は 2 万円。小学校と中学校入学支度金 4 万 4 千円)</p>
	<p>⑥自動車事故被害者への相談支援</p> <p>●自動車事故被害者の相談先の確保・充実のため、同じ悩みを持つ当事者の所属する自動車事故被害者・遺族団体の相談窓口を HP 上で公表。</p> <p>●各種無料で相談できる窓口 <<TEL>>0570-000-738 ナスバ(NASVA)交通事故被害者ホットライン</p>
	<p>⑦介護者(親)なき後に備えるための情報提供</p> <p>●介護者が先に亡くなったり、老齢や病気等により介護が出来なくなった場合に対応するために必要な情報を集め、ホームページにおいて情報提供。</p>
	<p>【問合せ】</p> <p>独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所(福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4 階) <<TEL>>092-451-7751</p>

障害のある方、車の乗り降りや移動が不自由な方のために、公共施設・店舗等の駐車場を利用しやすくする制度です。まごころ駐車場を利用するには利用証が必要です。利用証の交付を受けるには、一定の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

対象者

身体障害者手帳	視覚障害	4級以上
	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
	上肢障害	2級以上
	下肢障害	6級以上
	体幹機能障害	5級以上
	運動機能障害	2級以上(上肢機能)
		6級以上(移動機能)
内臓機能障害	4級以上 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能	
療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
高齢者	介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上	
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 (小児慢性特定疾病医療受給者証を含む)	
妊産婦	単胎児:妊娠7ヶ月から産後3ヶ月まで	
	多胎児:妊娠7ヶ月から産後18ヶ月まで	
けが人	医師の診断書に「歩行艱難であること。」及び「車いす又は杖などの補装具等の使用期間」が明記されている方	

《以下のいずれかの書類が必要です》

障害者手帳・介護保険被保険者証・母子手帳・本人確認ができる書類及び診断書・特定医療費(指定難病)受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証

※代理申請の場合は、代理申請者の本人確認ができる書類の提示が必要です。

【問合せ】 南筑後保健福祉環境事務所(分庁舎) 社会福祉課(八女市本村25 八女総合庁舎) 《TEL》0943-22-6971

※下記の市役所担当課でも交付申請が可能です。

【高齢者】 高齢者支援課 《TEL》0942-53-4115

【妊産婦】 こども家庭サポートセンター 《TEL》0942-48-1968

【上記以外】 福祉課 《TEL》0942-65-7022

ふくおかまごころ駐車場制度

避難行動要支援者 支援制度	<p>市では、災害が発生した際に、自力又は家族等の支援では避難が困難な方を対象に、地域の皆さまの協力で避難支援をするための仕組みづくりを進めています。この制度では下記の対象者のうち、避難支援が必要と思われる方について、災害発生時にだれが避難の手助けをするか、どこに避難するかなどをまとめた「個別避難計画」を作成し、平常時から自主防災組織、行政区長、民生委員など避難にかかわる関係者に情報提供し、災害時の避難支援に役立てます。</p>	
	対象者	<p>災害時に自力又は家族等の支援では避難することが困難な方で、下記に該当する在宅で生活している方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険の要介護認定者(要介護認定の3～5の者) ② 身体障害者(等級1・2級の身体障害者手帳所持者) ③ 知的障害者(A、A1、A2、A3 判定の療育手帳所持者) ④ 精神障害者(等級1級の精神障害者保健福祉手帳所持者) ⑤ 高齢者のみ世帯の者(75歳以上) ⑥ その他市長が必要と認める者
	<p>【問合せ】 防災安全課 防災安全担当 《TEL》0942-65-7260《FAX》0942-54-0336 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022《FAX》0942-53-1589 高齢者支援課 高齢者支援担当 《TEL》0942-53-4255《FAX》0942-53-4119</p>	

9. 障害福祉サービスについて

障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスを提供します。在宅で訪問を受けるサービスや通所などで利用するサービス、入所施設で行うサービスがあります。

【問合せ】 福祉課 障害者支援担当

《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

【サービスの種類と内容】

① 訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時の移動時及び外出先において必要な移動の援護等を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望される方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問を行います。また、利用者の方からの相談・要請があった際は、訪問・電話・メールなどによる対応を行います。

② 日中活動・・・入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労選択支援	本人の希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスを本人が選べるよう支援をします。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	一般就労した方の就労に伴う生活面の課題の対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
	就労継続支援 A・B	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

③ 居住支援・・・入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付 介護給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。 必要に応じて、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

【利用者負担について】

利用者負担は、原則1割の負担(食費・光熱水費等は実費負担)がありますが、負担が重くなりすぎないように月額負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ※1	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割 16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます。 ※障害児の場合はお尋ねください。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※利用者負担を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

【障害児福祉サービスについて】

給付の種類	サービスの名称	内 容
障害児福祉サービス	児童発達支援	心身に障害、または発達の遅れがある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	心身に障害、または発達の遅れがある学齢期の児童に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
	保育所等訪問支援	保育所や小学校などへ訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援をします。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な重度障害のある児童に対し、児童の居宅を訪問し、日常生活における動作の指導や知識技能の付与等の支援をします。

【障害児福祉サービスの利用者負担について】

利用者負担は、原則1割の負担(食費等は実費負担)がありますが、負担が重くなりすぎないように月額負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ※1	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※利用者負担を判断する際の世帯の範囲は、児童の属する住民基本台帳上での世帯です。
※満3歳になって初めての4月1日から3年間は、利用者負担無償化の対象となっております。
ただし、利用者負担以外の費用は引き続きお支払いいただくことになります。

【サービス等利用計画について】

サービス等利用計画は、サービスを利用する方(利用者)のご希望や心身の状況を踏まえて、利用者が様々な支援を効果的に受けていくことが出来るようにするための総合支援計画です。

障害福祉サービス等を申請した方について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

くわしくはお問い合わせください。

【問合せ】 福祉課 障害者支援担当

《TEL》0942- 65-7022 《FAX》0942-53-1589

【障害福祉サービスの利用のしかた】

障害福祉サービスのうち「介護給付」を希望される場合は「障害支援区分の判定」が必要となるため、サービス利用まで1～2ヶ月ほど時間がかかります。

サービスのご利用を希望される場合は早めのご相談をお願いします。

① 相談・申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 ・委託相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> ちくたくネット 《TEL》0942-52-6699 プラム.ちくご 《TEL》0942-27-7941 ・相談支援事業所
↓	
② 相談支援事業所 を選ぶ	<p>市内に9事業所あります。市外の事業所でも可能です。 障害福祉サービス利用にあたり、計画を立てて利用する必要があります。</p> <p>(※相談支援事業所が決まったら、調査の訪問予定日時、医師意見書を依頼する病院を確認します。)</p>
↓	
③ 調査	<p>市の調査員が障害者や障害児の保護者と面接して、現在の生活や障害の状況についての調査(アセスメント)を行います。</p>
↓	
④ 障害支援区分 審査会 (介護給付のみ)	<p>調査の結果及び医師意見書をもとに、障害支援区分審査会(障害保健福祉をよく知る委員で構成されています。)で審査、判定を行い、障害支援区分が決まります。</p>
↓	
⑤ サービス等利用 計画作成	<p>相談支援事業所がサービス事業者等との連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。</p>
↓	
⑥ 決定	<p>④で作成したサービス等利用計画を基に、サービスの支給量や自己負担上限額などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。</p>
↓	
⑦ 事業所と契約	<p>サービスを利用する事業所と契約を行います。</p>

10. 地域生活支援事業について

障害のある方が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、下記の地域生活支援事業を実施しています。詳しくはお尋ねください。

移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方の、地域での自立生活及び社会生活を促すため、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障害のある方の自立を支援するため、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行います。
訪問入浴サービス	自宅で入浴することが困難な重度障害のある方で、医師に入浴可能と認められた方を対象として、訪問入浴車により自宅の部屋などで入浴することができます。
地域活動支援センター	障害のある方が通い、創作的活動や生産活動の機会を提供するなどの支援を行います。 地域活動支援センターⅠ型 プラム.ちくご 《TEL》0942-27-7941 地域活動支援センターⅢ型 JOY工房オークス 《TEL》0942-53-7230
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589	

11. 訓練事業について

社会適応 訓練	<p>福岡県では、公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会等に委託し、日常生活上必要な一般知識や技術を身につけ、円滑な社会生活を営めるよう、次の事業を実施しています。</p>		
	訓練名	内 容	問 合 せ
	視覚障害者 生活訓練	パソコン教室、歩行訓練など、日常生活上必要な訓練を行っています。	福岡県盲人協会 《TEL》092-923-6336 《FAX》092-923-6339
	聴覚障害者 生活訓練	生活設計、育児、防災対策など、日常生活に必要な知識・情報について訓練指導を行っています。	福岡県聴覚障害者協会 《TEL》092-582-2414 《FAX》092-582-2419
	音声機能障害 者発声訓練	喉頭を摘出した音声機能障害者の発声訓練を行っています。	福岡県身体障害者福祉協会 《TEL》092-584-6067 《FAX》092-584-6070
	オストメイト社 会適応訓練 (人工肛門・ 人工膀胱 造設者)	ストマ用装具の装着者に対し装具の正しい使用方法、日常生活に必要な基本事項について訓練指導します。	日本オストミ協会福岡県支部 《TEL》092-572-7788 《FAX》092-572-7788
知的障害者 生活訓練	地域で日常生活を送るうえで必要な知識・技術を身につけるための訓練を行っています。	福岡県手をつなぐ育成会 《TEL》092-584-4374 《FAX》092-584-4378	

12. 文化・スポーツ

<p>福岡県障がい者スポーツ大会</p>	<p>障がいのある方が、スポーツに参加することを通じて、スポーツに親しみ、喜び楽しむとともに、体力の維持・増進を図り、自立と社会参加、県民の障がいのある方に対する理解促進に寄与し、もって障がい者スポーツの普及・振興を目的に毎年 5 月頃開催されます。例年 2 月下旬頃に募集しています。</p> <p>【種目】 陸上競技・卓球・アーチェリーなど</p> <p>【問合せ】 福岡県障がい者スポーツ協会 《TEL》092-582-5223 《FAX》092-582-5228</p> <p>【申し込み】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
<p>ふくおか県芸術文化祭</p>	<p>福岡県では、広く県民の皆様が文化芸術に身近に触れる機会を提供し、文化芸術活動の裾野の拡大や新しい県民文化の創造と発展を図るため、10 月から 12 月にかけて県内各地で様々なイベントを開催しています。</p> <p>【問合せ】 福岡県文化振興課 文化第二係 《TEL》092-643-3383 《FAX》092-643-3347</p>

13. 年金等について

障害基礎年金	<p>国民年金加入期間等の病気やケガで法令に定められた障害等級に該当する程度の障害になったときや、20 歳になったときに同程度の障害の状態にあるときに支給されます。</p>
	<p>受給要件【①～③の条件全てに該当する方が受給できます。】</p> <p>① 初診日がいずれかの間にあること。 ・国民年金加入期間 ・20 歳前または日本に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間</p> <p>② 初診日のある月の前々月までに、保険料を納めた期間と保険料免除期間を合わせた期間が、加入期間の 3 分の 2 以上あること。または初診日において 65 歳未満であり、かつ初診日のある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと。</p> <p>③ 障害認定日(原則初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日)に障害等級表の 1～2 級に該当していること。 または 65 歳になるまでに 1～2 級の障害の状態になること。</p> <p>※ 20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、②の納付条件は不要です。</p>
	<p>【問合せ】 福祉課 市民相談・年金担当 《TEL》0942-65-7021 《FAX》0942-53-1589</p>
障害厚生年金	<p>厚生年金加入期間の病気やケガで法令に定められた障害等級に該当する程度の障害になったときに支給されます。障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)が受給できる制度があります。</p>
	<p>受給要件【①～③の条件全てに該当する方が受給できます。】</p> <p>①厚生年金保険の加入期間に初診日があること。 ②保険料の納付要件を満たしていること。 ※障害基礎年金の納付要件と同じです。 ③障害認定日に、障害等級表の 1～3 級に該当していること。または 65 歳になるまでに 1～3 級の障害の状態になること。</p>
	<p>【問合せ】 久留米年金事務所(久留米市諏訪野町 2401) 《TEL》0942-33-6192 《FAX》0942-34-2449</p>
<p>※年金の障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。 ※障害基礎年金、障害厚生年金を受けるためには、請求手続きが必要です。</p>	

心身障害者扶養 共済制度	<p>障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。障害者1人につき2口まで加入できます。</p>	
	<p>【対象者の範囲】</p> <p>①知的障害 ②身体障害者手帳1～3級の方 ③精神又は身体に永続的な障害があり、①、②と同程度の障害と認められる方</p>	
	<p>【加入できる保護者の条件】</p> <p>① 福岡県内に住所があり、年齢が65歳未満であること ② 生命保険契約の対象となる健康状態であること ③ 障害のある方1人に対して、加入は1人であること</p>	
	<p>【掛金】 ※一人につき2口まで加入できます</p>	
	加入時の保護者の年齢	掛金月額(1口)
	35歳未満	9,300円
	35歳以上40歳未満	11,400円
	40歳以上45歳未満	14,300円
	45歳以上50歳未満	17,300円
	50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円	
60歳以上65歳未満	23,300円	
(令和7年4月1日現在)		
<p>【年金額】</p> <p>1口加入者:月額2万円(年間24万円) 2口加入者:月額4万円(年間48万円)</p>		
<p>【弔慰金の支給】</p> <p>不幸にも障害のある方が亡くなられたときは弔慰金が支給されます。</p>		
<p>【脱退一時金】</p> <p>加入期間5年以上の方が脱退の申し出をされたとき一時金が支給されます</p>		
<p>【問合せ】 福岡県 障がい福祉課 《TEL》092-643-3262</p>		

14. 手当について

特別障害者 手当	<p>20歳以上の在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。</p> <p>なお、施設等に入所している方、病院に3ヵ月以上入院している方、所得が国の定める制限を超える方は除きます。</p>	
	対象者	① 1、2級程度以上の障害が2つ以上ある方
		② 2級程度以上の障害が1つあり、さらに国民年金の2級程度の障害が2つある方
		③ 2級程度以上の両上肢、両下肢あるいは体幹機能の障害が1つあり、かつ日常生活動作が全般にわたり一人ではできない方
		④ 内部障害及び特定疾患等があり、常時絶対安静の方
		⑤ 精神の障害がある方で日常生活能力がほとんどない方
	※上記①、②、③の障害等級は、身体障害者手帳の等級に置き換えたものです。	
支給額	月額 30,450 円(令和 8 年 4 月現在)	
支払い	年 4 回(2・5・8・11 月)指定口座に振込	
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		
障害児福祉 手当	<p>20歳未満の在宅障害児で、日常生活に常時の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。</p> <p>なお、施設等に入所している方、所得が国の定める制限を超える方を除きます。</p>	
	対象者	① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方
		② 聴覚障害の2級で補聴器を用いても音声の識別ができない方
		③ 肢体不自由(上肢、下肢あるいは体幹機能障害)の1級障害または2級障害の一部の方
		④ 知的または精神の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする方
		⑤ 身体の機能障害、又は長期にわたる安静を必要とする症状(内部障害等)が1級程度の方
		⑥ 身体の機能障害、もしくは症状、又は精神障害が重複する方のうち、その症状が日常生活において常時の介護を必要とする方
※上記①～⑤の障害等級は、身体障害者手帳の等級に置き換えたものです。		
支給額	月額16,560円(令和 8 年 4 月現在)	
支払い	年 4 回(2・5・8・11 月)指定口座に振込	
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

特別児童扶養手当	<p>精神又は身体が障害の状態(法令で定める程度以上…別表参照)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。</p> <p>なお、対象児童が施設に入所している方、所得が国の定める制限を超えている方を除きます。</p>	
	対象者	法令で定める程度以上…別表参照
	支給額	月額 1級 58,450円(令和8年4月現在) 2級 38,930円(令和8年4月現在)
	支払い	年3回(4・8・11月)指定口座に振込
	<p>【問合せ】福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>	
児童扶養手当 (父または母が障害者のとき)	<p>父母のいずれかが障害年金1級程度の障害者で、18歳未満の児童(児童に障害がある場合は20歳未満)を監護している場合、受給している年金や所得の額によっては、児童扶養手当の支給対象となります。詳しくはお問い合わせください。</p>	
	<p>【問合せ】児童・保育課 児童・保育担当 《TEL》0942-65-7017 《FAX》0942-53-1589</p>	

特別児童扶養手当 別表

1 級	2 級
<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

15. 税金の控除・減免について

種類	内容	金額	問合せ
所得税	【障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除27万円	八女税務署 《TEL》0943- 23-5191
	【特別障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳1、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除40万円	
	【同居特別障害者控除】 控除対象配偶者又は扶養親族が同居 の特別障害者に該当する場合	所得控除75万円	
住民税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除26万円	税務課 市民税担当 《TEL》0942- 65-7012
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除30万円	
	【同居特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除53万円	
事業税	重度の視覚障害者 (両眼の矯正視力が0.06以下)の方 が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等医 業に類する事業	非課税	福岡県久留米県 税事務所 《TEL》0942- 30-1014
定期預金 等の利子 の非課税	身体障害者手帳の所持者等 療育手帳の所持者等 精神保健福祉手帳の所持者等	350万円まで 非課税	ゆうちょ銀行 その他の 金融機関
相続税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 (85歳－障害者の 年齢)×10万円	八女税務署 《TEL》0943- 23-5191
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 (85歳－障害者の 年齢)×20万円	
贈与税	身体障害者・知的障害者・精神障害者 に対する贈与のうちで、信託銀行に一 定条件の下に信託する場合	3,000万円 (特別障害者は 6,000万円)まで 非課税	八女税務署 《TEL》0943- 23-5191

○自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免について

<p>障害者本人もしくは生計を同じくする家族の方が運転し、障害者の通院・通学・生業等、日常生活のために使用する車について自動車税、軽自動車税が減免されます。</p> <p>※減免申請の受付期限は、納税通知書(納付書)が届いてから納期限までです。</p>	
問合せ	○軽自動車税(種別割) 税務課 管理担当 《TEL》0942-53-4113
	○上記以外 福岡県久留米県税事務所 《TEL》0942-30-1026 福岡県筑後県税事務所 《TEL》0942-52-5131

障害名		障害の級別	
		本人運転 ※1	生計同一運転 ※2
視覚障害	軽自動車 (種別割)	2級の3、2級の4 3級の3、3級の4	1～3級、4級の1
	上記以外	2級の3、2級の4 3級の3、3級の4	1～3級、4級の1
聴覚障害		2、3級	2、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声・言語・ そしゃく機能障害		3級	3級
上肢障害		1、2級	1、2級
下肢障害		1～6級	1～4級
体幹障害		1～3級および5級	1～3級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1、2級	1、2級
	移動機能	1～6級	1～4級
内部機能障害 ※3		1、3級	1、3級
肝臓障害		1～3級	1～3級
免疫機能障害		1～3級	1～3級
知的障害		療育手帳 A1、A2、A3(A含む)、B1 ※4	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級	

(注)

- ※1. 障害者手帳をお持ちの方が車を所有し、運転される場合。
- ※2. 障害者手帳をお持ちの方と生計を同じくする家族の方が、車の所有、運転のいずれか又は両方の場合など。
- ※3. 内部機能障害とは心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害。
- ※4. 知的障害B判定については障がい者更生相談所、児童相談所等からB1である証明が必要です。
- 減免を受けることができるのは、手帳をお持ちの方1人につき1台(軽自動車含む)のみ。また、自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外です。
- 複数の障害がある場合は、それぞれの障害の等級区分で判断します。(担当部署までご確認ください)

16. 運賃・公共料金の割引

※詳しくは各会社へお尋ねください。

(1) JR 【問合せ】 JR九州羽犬塚駅 《TEL》0942-52-5090

【対象者】 身体障害者手帳(第1種)所持者、療育手帳A所持者、
精神障害者保健福祉手帳(第1種)所持者

	種 類	割引率	備 考	購入条件
本人単独時	普通乗車券	5割	片道101 kmを超える区間に 限り割引	手帳提示 (コピー不可)
	バス普通運賃	5割		
本人とその 介護者同行 時	普通乗車券	5割	介護者がいる場合は101 km 以内でも割引 介護者の方は一人だけ割引 適用。	
	普通回数乗車券		バスは割引なし。	
	定期乗車券		12歳未満の障害児の介護 者のみ通勤定期乗車券を適用	
	普通急行券		特急券・グリーン券・寝台券 などの割引なし	
	バス普通運賃	5割		

【対象者】 身体障害者手帳(第2種)所持者、療育手帳B所持者
精神障害者保健福祉手帳(第2種)所持者

	種 類	割引率	備 考	購入条件
本人単独時	普通乗車券	5割	片道101 kmを超える区間に 限り割引	手帳提示 (コピー不可)
	バス普通運賃	5割		
本人とその 介護者同行 時	定期乗車券	5割	12歳未満の障害児の介護 者のみ通勤定期乗車券を適用	

(2) 西鉄電車

【問合せ】 西日本鉄道 《TEL》0570-00-1010

【対象者】 身体障害者手帳(第1種)所持者、療育手帳A所持者、
精神障害者保健福祉手帳(第1種)所持者

	対象	普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券	条件
おとな	本人	5割	5割	手帳提示
	介護者		大人通勤に限り5割	
こども (12歳未満)	本人	5割	—	
	介護者		大人通勤に限り5割	

【対象者】 身体障害者手帳(第2種)所持者、療育手帳B所持者、
精神障害者保健福祉手帳(第2種)所持者

	対象	普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券	条件
おとな	本人	5割	—	手帳提示
こども (12歳未満)	本人	5割	—	
	介護者	—	大人通勤に限り5割	

(3) 西鉄バス

【問合せ】 西日本鉄道 《TEL》0570-00-1010

【対象者】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

対象	種 類	割引率	備 考	条件
本人	普通旅客運賃	5割	介護者・定期券割引は お問い合わせください。	手帳提示

(4) 堀川バス 問合せ 堀川バス《TEL》0943-23-2115

【対象者】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

対 象	種 類	割引率	備 考	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳提示
	回数券	5割		割引証要
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	
介護者 ※本人手帳が 第1種、精神は 1級の場合のみ 適用	普通乗車券	5割		手帳提示
	回数券	5割		割引証要
	定期券	3割	小児定期券の割引なし	

(5) 航空運賃の割引

対象者	身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
問合せ	手続き方法や割引額等については、各航空会社へお問い合わせください

(6) NHK受信料の減免

	全額免除	半額免除
	[障害者の方を世帯構成員にする場合]	[障害者の方が世帯主で受信契約者の場合]
身体障害	・世帯構成員全員が市町村民税非課税	・視覚・聴覚障害者
知的障害		・身体障害者手帳1・2級
精神障害		・療育手帳 A
		・重度の知的障害と判定された方
		・精神障害者保健福祉手帳1級
手続きに必要なもの	障害者手帳	
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

(7) 有料道路の割引

	対象者	割引率
自分で運転	・身体障害者手帳(第1種・第2種)の交付を受けている方	5割
介護者が運転	・身体障害者手帳(第1種)の交付を受けている方 ・療育手帳(A判定)の交付を受けている方	
手続きに必要なもの	① 手帳 ② 車検証 ③ 運転免許証(本人運転の場合のみ) [ETCを利用する場合] ④ ETCカード(障害者本人名義) ⑤ ETCセットアップ証明書 ▶ETCカードは名義人が障害者ご本人のもの1枚に限定されます。▶未成年の方で障害者ご本人が運転しない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。	
<p>※割引を受けるためには、事前に登録が必要です。</p> <p>※登録できるのは1台のみであり、営業用の車など対象にならないものもあります。</p> <p>※有効期限が切れる前に、更新の手続きが必要になります。期限の切れる2ヶ月前から手続きができます。</p>		
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589		

(8) タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、タクシー乗車に際し、手帳を提示した場合に適用されます。(個人タクシー等は適用がない場合があります)	
割引率	メーター表示額の1割
【問合せ】 各タクシー会社 (株)福岡県タクシー協会 《TEL》092-474-8340	

(9) 重度障害者タクシー利用券助成

小型のタクシーの初乗り運賃分を助成します。月4枚単位で、申請した月からその年度が終了する月までのチケットを交付します。筑後市と契約をしているタクシー会社で利用できます。	
対象者	次の条件をすべて満たす在宅の方。 <ul style="list-style-type: none"> ▶前年度の市民税非課税世帯である。 ▶自動車税(軽自動車税含む)の減免を受けていない。 ▶次のいずれかの手帳を持っている。 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の1級・2級 ②療育手帳のA判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※施設の入所者や入院中の方は対象外です。
手続きに必要なもの	障害者手帳 ※代理申請をする場合は、代理者の本人確認ができるもの(運転免許証等)が必要です。
【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589	

(10) 郵便料金の割引

点字等郵便物(第4種郵便物)の無料制度	点字郵便・盲人用録音物を郵送する場合、3kgまで無料です。
点字郵便小包	点字郵便物では送れない点字物を、小包として送る場合に減免があります。
心身障害者(児)団体用郵便物(低料金第3種郵便物)	郵政局の認可を受けた第3種郵便で、心身障害者団体の発行する定期刊行物を郵送する場合は低料金で送れます。
聴覚障害者用小包郵便物制度	聴覚障害者用ビデオテープ・DVD(画面に字幕や手話が挿入されたもの)を内容とする小包郵便(30kgまで)を低料金で送れます。
【問合せ】 日本郵便株式会社 筑後郵便局 《TEL》0942-53-2042	

(11)青い鳥郵便はがき無料配布

身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)の交付を受けている方に、郵便はがきを一人につき20枚まで無料で配布します。

申込み時期 毎年4月ごろで、約2ヶ月間です。

【問合せ】 日本郵便株式会社 筑後郵便局 《TEL》0570-943-668

(12)無料番号案内(ふれあい案内)

視覚や上肢など障害のある方、知的障害、精神障害のある方の番号案内(104番)利用が無料になる制度です。事前に登録が必要です。

対象者

- 身体障害者手帳 視覚障害の1～6級を持っている方
- 身体障害者手帳 上肢・体幹障害の1～2級を持っている方
- 療育手帳・精神保健福祉手帳をもっている方

【問合せ】 NTT 《TEL》0120-104-174(フリーダイヤル)

(13)携帯電話の割引

NTTドコモ・au・ソフトバンクなどで、携帯電話サービスの割引があります。

対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方(1人1回線に限る)

【問合せ】 詳しい内容や手続きなどは、各社取扱店へ直接問い合わせてください。

17. 市内の主な施設

施設名	種類	住所	電話番号
筑後いずみ園 *入所・通所 に関するお問 い合わせは、 福岡県久留米 児童相談所へ	児童心理治療施設	筑後市大字下北島 210	0942-52-2404 *福岡県久留米児童 相談所 0942-32-4458 詳細は、2 ページ参照
植田病院	精神デイ・ケア実施病院	// 西牟田 6365-3	0942-53-5161
筑後特別支援 学校	特別支援学校	// 下北島 318	0942-53-0528
筑後市総合福 祉センター	<p>総合福祉センターは、高齢者・障害者・ひとり親家庭・在宅介護者・ボランティア活動などの各種の福祉問題の相談に応じるとともに、地域の福祉活動の拠点として設立しています。また、センター内には、健康相談施設・相談室・売店などの施設があり、市民の生きがいと安らぎの場として利用されています。</p> <p>【問合せ】 筑後市社会福祉協議会(筑後市大字野町 680-1) 《TEL》0942-52-5222</p>		

※障害福祉サービスの提供事業所についてはお尋ねください。

【問合せ】 福祉課 障害者支援担当

《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

18. 難病患者等に対する福祉サービス

<p>難病医療費(指定難病)助成制度</p>	<p>指定難病(発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働大臣が指定した疾患)にかかっている方に対する医療費助成制度です。疾患研究により医療の確立、普及を図るとともに、受診者の医療費負担軽減を図ることを目的としています。指定難病審査会で承認され、特定医療費受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。また、治療等は県、政令指定都市が指定した医療機関で受けることになります。</p>
	<p>【問合せ】 南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 疾病対策係 《TEL》0944-69-5405</p>
<p>小児慢性特定疾病医療費助成制度</p>	<p>小児慢性特定疾病(厚生労働大臣が指定した疾患)にかかっている18歳未満の児童(引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満)について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費及び自己負担分の一部を助成する制度です。小児慢性特定疾病の審査会で承認され、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。また、治療等は県、政令指定都市、中核市が指定した医療機関で受けることになります。</p>
	<p>【問合せ】 南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 疾病対策係 《TEL》0944-69-5405</p>
<p>障害福祉サービス</p>	<p>難病患者の方が地域で自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスを提供します。詳しくは P33 をご覧ください。</p>
	<p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
<p>補装具費・日常生活用具の給付</p>	<p>日常生活を営むのに支障がある難病患者の方に対し、補装具費の支給と日常生活用具の給付をします。詳しくは P20 をご覧ください。</p>
	<p>【問合せ】 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>
<p>児童等への日常生活用具の給付</p>	<p>小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に対し、日常生活用具の給付をします。なお、世帯の所得に応じて一部自己負担があります。</p>
	<p>【問合せ】 健康づくり課 《TEL》0942-53-4231 《FAX》0942-53-4119</p>

【難病患者補装具一覧】

補装具の種類	障害名	補装具名
	視覚障害	盲人安全杖・義眼・眼鏡
	聴覚障害	補聴器
	肢体不自由	義肢・装具・姿勢保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖・重度障害者用意思伝達装置
身体障害児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具	

【難病患者日常生活用具一覧】

	種 目	対 象 者
難病患者等	便 器	常時介助を必要とする方
	特殊マット	寝たきりの状態にある方
	特殊寝台	同上
	特殊尿器	自力で排尿できない方
	体位変換器	寝たきりの状態にある方
	入浴補助用具	入浴に介助を要する方
	移動・移乗支援用具	同上
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
	ネブライザー	呼吸器機能に障害がある方
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害がある方
	居宅生活動作補助用具	同上
	特殊便器	上肢機能に障害がある方
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害がある方
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ の世帯及びこれに準ずる世帯
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器の装着が必要な方
	医療機器用バッテリー (発電機を含む)	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している者・児若しくは難病患者等で、必要と認められる方

【軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助】

種 目	障害の程度・内容	基準額(円)	耐用年数
難聴用ポケット型(軽度・中等度)	・原則として、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満。ただし、医師が認めた場合はこの限りではない。 ・筑後市内に住所があること。 ・年齢は 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までにあること。	41,600	原則 5 年
難聴用耳掛け型(軽度・中等度)		43,900	
高度難聴用ポケット型		41,600	
高度難聴用耳掛け型		43,900	
重度難聴用ポケット型		55,800	
重度難聴用耳掛け型		67,300	
耳あな型(レディメイド)		87,000	
耳あな型(オーダーメイド)		137,000	
骨導式ポケット型		70,100	
骨導式眼鏡型	120,000		

19. 避難所について

災害時に開設される避難所は次のとおりです。なお、全ての避難所を開設するわけではなく、災害の状況や程度等から安全な施設を選んで開設します。

種類	内容
指定緊急避難場所	自己の判断で災害が発生する危機が迫っていると思われる場合に自主的に避難する避難場所です。
指定避難所	法律に基づき、避難情報を発令する際に開設される避難所です。
福祉避難所	<p>指定避難所等での生活が困難で介護や福祉的な配慮を必要とする方が、安心して避難生活を送れるように指定避難所とは別に開設される避難所です。福祉避難所は、避難生活の長期化が予見される場合、受入体制を整えた後に開設します。</p> <p>災害発生後すぐに開設される避難所ではないため、まずは身近な避難所に避難してください。</p> <p>※福祉避難所は災害時に必ず設置される避難所ではありません。開設する場合は、「筑後南コミュニティセンター」を指定避難所から福祉避難所へ転換します。</p>

[指定避難所一覧]

- ◆ 「※」は指定緊急避難場所を兼ねます。
- ◆ 「多目的トイレ等の有無」は、開設する可能性が高い避難所のみ掲載しています。

施設名	所在地	風水害	地震	多目的トイレ等の有無	
長浜公民館 ※	長浜 1815 番地 17	○	○		
筑後小学校体育館	長浜 1285 番地	○	○		
福岡県トラック協会筑後緊急物資輸送センター	長浜 2327 番地 1	○	○		
八女高校体育館	和泉 251 番地	○	○		
中央公民館(サンコア) ※	山ノ井 899 番地	○	○		
羽犬塚小学校体育館 ※	羽犬塚 232 番地	○	○		
羽犬塚中学校体育館	羽犬塚 80 番地	○	○		
八女工業高校体育館	羽犬塚 301 番地 4	○	○		
北部交流センター(チクロス) ※	蔵数 515 番地 1	○	○		
筑後北小学校体育館	西牟田 6044 番地	○	○		
熊野公民館 ※	熊野 730 番地	○	○		
松原小学校体育館	熊野 766 番地	○	○		

筑後北中学校体育館	蔵数 724 番地	○	○		
新溝しんみつ館 ※	新溝 534 番地		○		
古川小学校体育館	久恵 1007 番地		○		
筑後南コミュニティセンター ※ 筑後南小学校体育館	下北島 150 番地 1	○	○		
総合福祉センター ※	野町 680 番地 1	○	○		
筑後中学校体育館	水田 1046 番地 1		○		
JA 筑後地区センター	上北島 1217 番地 1	○			
筑後特別支援学校体育館	下北島 318 番地	○			
志公民館 ※	志 10 番地		○		
水洗小学校体育館	志 13 番地		○		
筑後広域公園体育館	津島 831 番地 1	○	○		
馬間田公民館 ※	馬間田 926 番地 4		○		
島田公民館 ※	島田 1112 番地 1		○		
若菜公民館 ※	若菜 1632 番地 1	○	○		
二川小学校体育館	若菜 433 番地		○		
サザンクス筑後	若菜 1104 番地	○	○		
寛元寺公民館 ※	西牟田 3980 番地	○	○		
西牟田小学校体育館	西牟田 1802 番地	○	○		



…車椅子対応の多目的トイレ



…オストメイト対応のトイレ

【問合せ】 防災安全課 《TEL》0942-65-7260

問合せ

筑後市 福祉課 障害者支援担当

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

TEL 0942-65-7022

FAX 0942-53-1589